

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構
評価調査者研修実施要領

(目的)

第1条 とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「推進機構」という。）が認証した第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が、福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）を実施するにあたり、その所属する評価調査者が一定の知識、技術を持って評価を行うための研修に関する内容を定めることにより、評価の信頼性及び客観性を確保することを目的とする。

(研修の種類)

第2条 評価調査者研修は、評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）及び評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）とする。

(養成研修)

第3条 養成研修は、次の要件をすべて満たしている者を対象とする。

- (1) 福祉サービス第三者評価機関認証要領2(1)イ(ア)に定める者
- (2) 現に評価機関に属している者又は評価機関に属する予定の者

2 養成研修は、別紙1のカリキュラムに基づいて実施する。

(継続研修)

第4条 継続研修は、養成研修修了者に対して定期的に継続研修を実施する。

2 継続研修は、別紙2のカリキュラムに基づいて実施する。

(研修受講手続)

第5条 養成研修の受講を希望する者は、所属する又は所属を予定している評価機関を通じて養成研修受講申込書（様式1）に受講資格を証する書類（様式2）を添えて、推進機構に対し受講申込みを行う。

2 養成研修修了者は、所属する評価機関を通じて継続研修受講申込書（様式3）により推進機構に対して申込みを行う。

3 養成研修については、推進機構は、申込者の資格審査を行った上で受講の承認又は不承認の決定を行い、その旨を評価機関に通知する。

(研修の実施)

第6条 評価調査者研修の実施にあたり、その講師は原則として社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

2 受講者は、研修に係る実費を負担する。

(研修の修了)

第7条 受講者は、一回の研修で定められたカリキュラムすべてを履修して研修を修了す

る。

- 2 災害等やむを得ない事由により研修の一部を受講できなかった受講者については、その者の受講状況を踏まえ、修了について配慮する。
- 3 養成研修については、研修修了後に基準等部会において判定を行い、その能力が認められた者を研修の修了者とする。
- 4 本機構が認証する評価機関に所属する評価調査者が、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者継続研修を受講し修了した場合は、当該評価調査者は、本機構が実施する当該年度の評価調査者継続研修を修了したものとみなす。
- 5 本機構が認証する評価機関に所属する評価調査者が、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する社会的養護施設第三者評価事業評価調査者養成研修を受講し修了した場合は、当該評価調査者は、本機構の実施する養成研修（社会的養護分野）を修了したものとみなす。

（評価調査者証の交付）

第8条 養成研修を修了した者には、評価調査者養成研修修了者証を交付する。

- 2 継続研修を修了した者には、評価調査者継続研修修了者証を交付する。

（資格の休止）

第9条 次の各号のいずれかに該当する養成研修修了者は、所属する評価機関を通じて資格の休止を機構に届けることにより、1年を上限として期間を定めて資格を休止することができる。

- (1) 病気、出産、育児、家族の介護等により評価に従事できない場合
 - (2) その他、前号に準ずるやむを得ない事情があると機構が認めた場合
- 2 資格休止期間中は、評価業務に従事できない。
 - 3 資格休止期間中に実施される継続研修の受講修了は免除される。
 - 4 資格休止期間は第11条（1）に規定する期間に算入されない。

（資格の停止）

第10条 養成研修修了者が、定期的実施する継続研修を受講し修了しない場合は、次の継続研修を受講し修了するまで評価調査者養成研修修了資格を停止する。

- 2 資格停止期間中は、評価業務に従事できない。
- 3 資格停止期間は第11条（1）に規定する期間に算入される。

（資格の喪失）

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、評価調査者養成研修修了者としての資格を失う。

- (1) 3年間評価業務に従事しないとき

ここでいう評価業務とは、社会福祉法人全国社会福祉協議会が認証した第三者評価機関として実施した評価業務を含む

- (2) 評価調査者本人から資格を辞退する申請があったとき

(養成研修修了資格の再取得等)

第12条 養成研修修了者としての資格を喪失した者が再度資格の取得を希望する場合及び前条第1号の規定により評価調査者養成研修修了資格の喪失が予想される者が資格継続を希望する場合は、再度評価調査者養成研修を受講できるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 本要領は平成17年7月4日から施行する。

附則

1 本要領は平成18年7月4日から施行する。

附則

1 本要領は平成23年2月17日から施行する。

附則

1 本要領は平成25年6月6日から施行する。